

いわゆる「JKビジネス」問題に対する警察の取組（平成29年4月中の取組結果）

1. 取締り等の強化

各種法令を適用した厳正な取締り等の推進

▶ いわゆる「JKビジネス」の経営者等を検挙した件数

⇒ 5件6名(児童福祉法4件5名、児童買春・児童ポルノ禁止法1件1名)

<JKビジネス(お散歩)店店長を児童福祉法違反で検挙(警視庁)>
新宿区のマンションの一室に拠点を設け、専ら18歳未満の女性従業員を雇用。遅刻、無断欠勤には罰金を科し、ホテル等で「裏オプション」として、女性従業員(当時16歳)に客と性交させたもの。

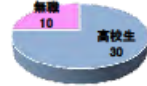
いわゆる「JKビジネス」稼働児童等に対する街頭補導等の実施

▶ 同営業の店舗で稼働しているなどの理由で児童40名を補導・保護

【都道府県別補導・保護状況】(人)



【稼働していた児童の状況】(人)



【主な補導・保護事例】

○ 秋葉原、新宿、渋谷、池袋の東京都内4地区で、「JKビジネス」の客引きをしていた15～18歳の女子高生ら20人を一斉補導(警視庁)
写真は秋葉原での一斉補導の状況



関係法令に基づく積極的な立入調査の実施

⇒ 実態を把握するために立入調査を行った店舗数:110店舗

⇒ いわゆる「JKビジネス」の店舗数:110店舗中39店舗(新規把握2店舗)

※ 内訳:リフレ24店舗、ガールズバー7店舗、ガールズ居酒屋5店舗
コミュニケーション1店舗、見学1店舗、散歩1店舗

いわゆる「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定等の支援

⇒ 全国生活安全・地域担当部長会議において、東京都で条例が制定されたことを各県警察に周知し、地域の実態に応じた対策の検討・実施を指示。

2. 被害防止のための教育・啓発の強化

様々な機会や媒体を活用した広報・啓発の充実

▶ キャンペーンの実施状況

⇒ 全国で863回実施

【4月26日京都府警】



▶ 東京都下における被害防止の街頭キャンペーンの実施

⇒ 4月26日 内閣府と連携して、渋谷駅周辺で啓発街頭キャンペーンを実施。

【渋谷 キャンペーン実施状況】



▶ 各種広報媒体を活用した活動

⇒ 各種広報媒体を活用し、被害防止の広報・啓発を実施。

・ マスメディア等(SNSを除く):258回

・ SNS:25回

⇒ 警察庁、警察本部・警察署のホームページに、「JKビジネス」問題に関するページを作成し、相談窓口一覧等を掲載したほか、警察庁のTwitterにより情報発信。

・ 警察庁Twitter閲覧数(5月15日現在):17,293件

大学・高校等における被害防止教育の実施

▶ 被害防止教育の実施状況

【大阪府警】

	中学校	高校	その他学校	その他	合計
回数	325回	410回	173回	47回	1,285回
参加人数	58,941人	112,774人	32,417人	17,889人	222,001人



3. 相談体制の充実

▶ 相談受理件数 ⇒ 8件

【主な相談事例】

アルバイトを辞めたいが、ペナルティーがあるため怖くて辞められない。(警視庁)

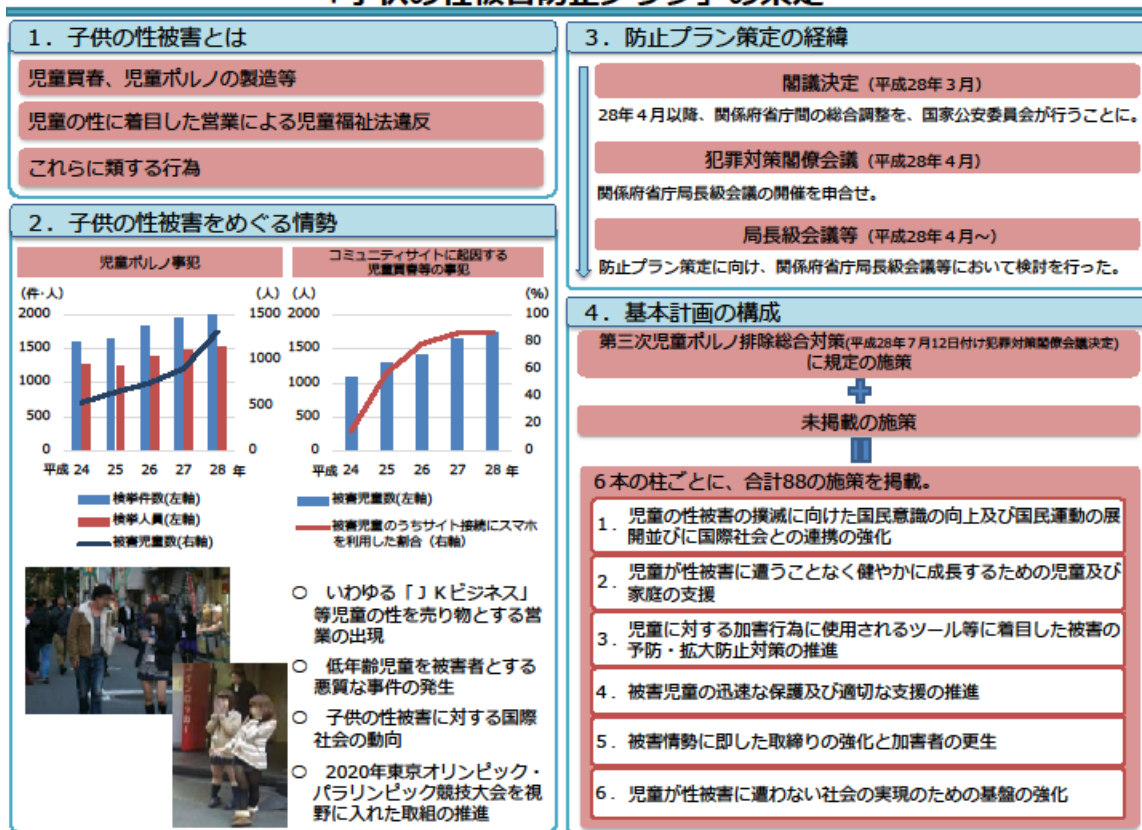
このJKビジネスにつきましては、いわゆるアダルトビデオの出演強要問題と一つの問題というくくりで、内閣府をとりまとめ役にして、本年4月を被害防止月間として政府全体で取り組んだところでございます。

期間中、いわゆるスカウト行為の指導警告でございますとか、取締りでございますとか、児童の補導でございますとか、あとSNSを利用した情報発信、あと相談窓口を周知するとか、いろいろなことを行いました。その結果をまとめたものでございます。

その中で左上の方、取締り、あるいは中段の補導というのものも、依然としてあるというところがございますし、右下で言えば、相談が8件ではございますけれども、いずれも児童本人あるいは親御さんから、「辞めたいけれども、なかなか辞められない。」というような相談が寄せられているといったところでございます。

また条例につきましては、昨今、新聞で報道されておりますとおり、7月1日に東京都がJKビジネスの規制条例を施行したところでございまして、その施行状況等を見ながら、今後、全国的にと申しますか、地域の実態に応じた対応を広げてまいりたいと考えてございます。

「子供の性被害防止プラン」の策定



ここからは時間の関係がございますので、ポイントだけに絞らせていただきます。

今年の4月に政府の犯罪対策閣僚会議があって、これは全閣僚がメンバーになっておりますけれども、そちらの方で、子供の性被害防止プランというものを決定いたしました。これをもって2020年までの、ちょうど東京オリンピック・パラリンピックがあるわけがございますけれども、それまでの3か年の間に、子供の性被害撲滅に向けて、政府を挙げて取り組んでいこうというところでございます。

このプランの冒頭には、「次世代を担う子供たち一人一人が心身に有害な影響を受けることなく健やかに成長することができる社会を創り上げていくことは、我々が等しく共有する課題である」とうたっております。被害を防止するために、国民各層の協力を得つつ、児童、保護者、加害者、犯行に用いられるツールや場所等、それぞれに着目した多角的かつ包括的な対策を総合的に進めるということがうたわれてございます。

1. 児童の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化

背景

- 児童の性被害については、様々な理由により被害が潜在化する蓋然性が高い。
- 児童による性的なサービスの提供を期待する顧客の存在がある。
- 国際社会と連携した取組を推進するとともに、国際社会への情報発信強化の必要がある。

主な施策

- 国民運動の推進に向けた官民協議会の開催
(警察庁、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)
- 児童買春・児童ポルノの被害防止及びインターネットにおける児童ポルノの流通・閲覧防止のための国民に対する広報・啓発活動の推進
(警察庁、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)
- 「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」への参画
(警察庁、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)
- 国内の取組に関する国際社会への情報発信
(外務省、内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省)



ここから6本柱についての説明ですけれども、時間の関係もございますので、詳細は割愛させていただきますが、ポイントとしては、まずJKビジネス等、新たな情勢に対応した施策を盛り込んでいるということが1点目です。

それから2点目は、ひとり親家庭に対する支援でございますとか、あるいは加害者に対する性犯罪再犯予防指導というようなものとか、いわゆる被害が発生する背景、原因まで踏み込んだ施策を新たに盛り込んだということでございます。

それから3点目は、既存の施策でありましても、たとえば被害者の側の方が相談しにくいといった被害者の心情でございますとか、あるいは実態として民間の団体の方が、被害者の支援等に大変大きな役割を担われているということ意識して、そういった方との共同作業というようなものを、なるべく記載するように努めたところでございます。

2. 児童が性被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援

背景

- 児童及びその保護者が、インターネット利用に潜む危険性やフィルタリング等の有効性を理解し、措置を講じる必要がある。
- 性被害に遭った児童は、様々な理由から家庭や学校に居場所がないことや、経済的な事情を理由として、自ら安易にインターネット上に出会いを求めたり、性売り物とする営業に従事したケースも見受けられる。

主な施策

- 児童のインターネットの適切な利用に向けた地域・家庭における周知・啓発活動への支援 (文部科学省)
- 学校における情報モラル教育の充実 (文部科学省)
- サイバー防犯ボランティア活動の支援の強化 (警察庁)
- ひとり親家庭に対する支援 (厚生労働省)



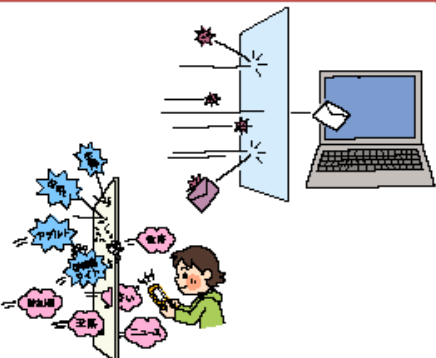
3. 児童に対する加害行為に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進

背景

- 加害者と被害児童との接触を媒介するツールの普及、多様化及び高機能化が進んでいる。
- フィルタリングの利用率が低下し、児童が悪意のある者と接触して被害に遭うおそれが高くなっている。
- 児童ポルノ事犯が増加傾向にあり、画像等の削除を始めとするインターネット上の流通・閲覧防止対策を一層推進していく必要がある。

主な施策

- 携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進に向けた自主的取組の支援 (総務省)
- ブロッキングの実効性向上に向けた諸対策の推進 (総務省、警察庁、経済産業省)
- 出会い系サイト及びコミュニティサイトに対する事業者対策の実施 (警察庁)
- 繁華街・歓楽街における犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラ解体の促進 (警察庁)



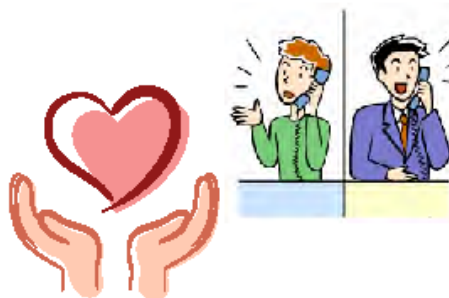
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進

背景

- 被害児童には、被害を他人に知られたくないという意識が働いたり、自らが被害者であるとの認識が乏しいなどの事情があり、被害が潜在化する蓋然性が高い。
- 被害児童の保護及び支援については、初期段階における一時保護にとどまらず、精神面も含めて継続的に行う必要性が高い。
- 保護及び支援は、家庭環境の調整、家族関係の再構築など、中長期的に進めていくことが必要となる場合もある。

主な施策

- 児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備
(警察庁、法務省)
- 児童の性を売り物とする営業に關与する児童の補導の推進
(警察庁)
- 児童相談所・市町村における児童等への支援
(厚生労働省)
- 性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実
(内閣府、警察庁、厚生労働省)



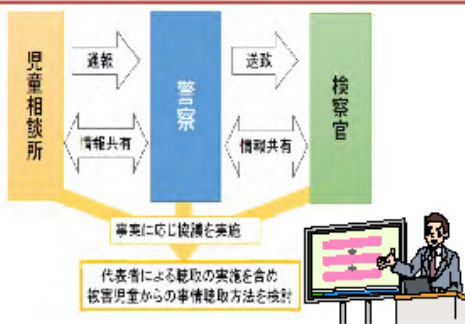
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生

背景

- コミュニティサイト等の利用に起因して児童が性被害に遭うケースが増加している。
- 児童の性を売り物とする営業については、違法な性的サービスが営業者の了解又は指示の下で行われたり、児童の性被害が発生したりするなどしている。
- 児童を性的好奇心の対象として捉え、自らが悪質・卑劣な行為を行っているといった意識が希薄な者がおり、新たな被害児童を生み出す懸念がある。

主な施策

- 児童の性を売り物とする営業の禁止等に関する条例制定の支援
(警察庁、内閣府、法務省)
- 加害者に対する取締りの強化と厳正な対応
(警察庁、法務省、内閣官房、内閣府、厚生労働省)
- 児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化
(法務省、警察庁、厚生労働省)
- 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の実施
(法務省)



6. 児童が性被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

主な施策

- 関連事犯に対する捜査能力の向上 (警察庁)
- 被害児童の支援担当者への研修内容の充実 (警察庁)
- 学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進 (文部科学省)
- 児童相談所の体制及び専門性の強化 (厚生労働省)

